

## まちづくり基本条例推進委員会について

設置根拠	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項 瑞穂市附属機関設置条例 (平成 20 年条例第 30 号) 瑞穂市まちづくり基本条例 (平成 23 年条例第 13 号) 第 21 条
審議内容	まちづくりに関する基本的な考え方やルールを定めた「まちづくり基本条例」に基づく、市民が主体の市民参画による協働のまちづくりの推進に関する取り組みや、その他市のまちづくり全般に関する重要事項について幅広い視点から審議していただきます。
任 期	委嘱の日から 2 年間
報 酬	6, 0 0 0 円/日
委員定数	1 5 人以内
委員構成	有識者 (学識、各種団体・審議会)、公募
審議会運営に関する基本事項	<p>&lt;会議時間&gt; 原則として、1 回の会議について概ね 2 時間程度とします。</p> <p>&lt;会議の傍聴について&gt; 会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めます。この場合傍聴定員を定めて行います。</p> <p>&lt;会議情報の公開について&gt; 委員名簿は、公開するものとし、名簿には名前、所属、役職を記載し、さらに審議会の役職名 (会長、副会長) を記載します。</p> <p>&lt;会議録の公開方法&gt; 会議資料は原則として会議終了後市役所本庁舎 2 階 (市行政情報コーナー) に備え置くとともに、市のホームページで公表します。 議事録は、会議における議事の経過及び発言の要旨とし、事務局が作成後委員の確認を経て会議資料と同様の方法により公開します。</p> <p>&lt;審議の進め方&gt; 議事は委員個人の意見ではなく、合議により審議会としての全体意見を集約しながら進めます。運営上の確認事項が生じた場合は、会長は審議会に諮って決定します。</p> <p>&lt;審議会の日程&gt; 審議会の日程は、当該会議時において次回開催日程等の調整を行うものとし、会議の開催案内は次回開催日の概ね 2 週間までに各委員に通知するものとします。</p> <p>&lt;会議を欠席される場合について&gt; 会議を欠席される場合は、事前に事務局までご連絡をお願いします。 会議を欠席される場合で、議事等にご意見があります場合は、会議当日までにその旨ご連絡ください。(058-327-4128 (内 234) 福富・馬淵)</p>